

第4回農業委員会総会議事録

平成30年4月6日(金)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第12号から第14号)
日程第4 議事(議案第12号から第16号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 3 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	7 番	砂原 仁志
8 番	前田 進	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
14 番	森 敏朗	15 番	進藤 久司
16 番	宮下 勉	17 番	村上 利之
18 番	山谷 孝芳	19 番	佐伯 瑞穂
20 番	樋上 豊	21 番	明石 茂
22 番	堀 正	23 番	水上 幸雄
24 番	齊藤 高志	25 番	大垣 秀雄

欠 席 委 員 (3 人)

6 番	城石 美枝子	9 番	石庭 文男
13 番	山本 克伸		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告第 13 号 農地等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 15 号 下限面積の設定について
議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 竹内 美樹 局長補佐 堀 修二
主 査 青木 克憲

射水市農林水産課

農政係長 西尾 哲 主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 4 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「11 番 帯刀委員」「12 番 土合委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長(舟木会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第12号の説明)

議長(舟木会長)

報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第13号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第13号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理に
ついて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第14号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第12号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は3件ございます。

【議案第12号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった
1番については、生前贈与
2番、3番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第13号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書6ページの議案第13号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第13号を議案書をもとに朗読】

1番は駐車場としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については前田職務代理より説明をお願いします。

前田職務代理

議案第13号の1番について説明します。

申請人は 地内に在住しております。

今回、住宅西側隣接地に有限会社 が工場を建設することで住宅敷地の一部を譲渡することとなりましたがその代替地として同等の面積を確保したく今回、住居の西側に住宅敷地として申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第13号について説明します。

1番については、申請地は、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は住宅敷地であり、集落にも接続しており、規模、必要性からも問題ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。
よって、議案第13号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第14号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書7ページの議案第14号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第14号を議案書をもとに朗読】

1番は資材置場、2番、3番は工場、4番は資材置場としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番については明石委員より説明をお願いします。

前田職務代理

議案第14号の1番について説明します。
申請人は 市内で 業を営んでいます。
現在、 に事務所を構えておりますが足場の資材を置く場所が不足しており、資材置場の確保が急務となっております。
資材置場用地を探していたところ、申請地の地権者から高齢となったため管理ができず売り渡したいとの申し出があり、隣接した宅地とともに資材

置場として利用する予定であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番、3番については前田職務代理より説明をお願いします。

有限会社 〇〇は有限会社 〇〇の生産工程の一部を担当しており、両社は密接に関連しております。今回事業拡大に伴い、〇〇の新工場を建設するにあたり、〇〇の工場も隣接した申請地に建設し、生産効率及び生産能力向上の図りたいと考えております。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほどよろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

4番については砂原委員より説明をお願いします。

申請人は 〇〇市内で 〇〇業等を営んでいます。

現在、申請者は 〇〇を使って 〇〇を 〇〇化したもの、〇〇材料として使用しております。材料となる 〇〇の置場を 〇〇地内で賃借しており、保管場所の明け渡しの時期が6月末に迫っており、保管場所の確保が急務となっております。幸いにも隣接する農地の地権者から承諾が得られたため、資材置場として利用したく今回申請することとなりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第14号について説明します。

1番については、申請地は、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は資材置場であり、集落にも接続しており、規模、必要性からも問題ないと判断します。

2番、3番については、申請地は、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は工場であり、集落にも接続しており、規模、必要性からも問題ないと判断します。

4番については、申請地は、10haの広がりのある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は資材置場であり、既存工場に隣接しており、規模、必要性からも問題ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第14号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第15号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第15号 下限面積の設定について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第15号の下限面積の設定についてご説明いたします。

現在、射水市の下限面積は50アールと定めています。

【資料をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

本議案に関する質問等はありませんか。

松山委員

他の市はどうなっているのか。（設定しているところはあるのか。）

事務局（堀）

他市で設定しているところはありません。市の一部地域で下限面積を
a や a に設定をしています。

議長（舟木会長）
他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）
質問なしと認め、直ちに採決します。
それでは、議案第15号 下限面積の設定については、原案のとおり
「50アール」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）
全員挙手であります。
よって、議案第15号については、原案のとおりに可決されました。

（議案第16号説明・表決）

議長（舟木会長）
次に、議案第16号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮り
します。なお、本議案中、25番大垣委員の関係する案件が含まれており
ますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当
該議案の審議開始から終了まで退席願います。

25番大垣委員退席

議長（舟木会長）
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）
今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議
案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）
以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第16号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第16号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

25番大垣委員着席

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第4回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時28分

その他報告事項

農業委員会視察研修会（案）について

- ・実施予定日 平成30年6月27日（水）～6月28日（木）
- ・視察先 方面

農業委員会歓送迎会の開催について

- ・実施予定日 平成30年4月20日（金）午後6時30分より
- ・会場

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 5月14日（月） 午後2時から
- ・会場 大島分庁舎大会議室

配布資料について

- ・ 農業者年金加入推進活動事例集 Vol.10
- ・ アグリとやま第114号
- ・ のうねん3月号

議 長 舟木 康眞

署名委員 帯刀 真理子

署名委員 土合 正夫

第四回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成三十年四月九日
至 平成三十年四月三十日